

青森県報

第二千八百九十二号

平成二十年
二月八日
(金曜日)

目次

告 示

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱……………(環境政策課) ……一

救急病院の設置……………(医療業務課) ……一

保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……二

右 同……………() ……二

右 同……………() ……二

右 同……………() ……二

右 同……………() ……三

漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下北地域民局) ……三

公 告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……四

大規模小売店舗の新設に関する届出……………(経営支援課) ……五

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………() ……六

右 同……………() ……七

右 同……………() ……七

右 同……………() ……七

右 同……………() ……八

公営企業

青森県立中央病院清掃作業等の委託に係る一般競争入札……………(経営管理課) ……八

告 示

青森県告示第八十九号

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県産業廃棄物最終処分場の設置等に係る事前協議等に関する要綱(平成二十年二月青森県告示第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第三第一項中「産業廃棄物最終処分場」を「県の区域(青森市の区域を除く。)内において産業廃棄物最終処分場」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

青森県告示第九十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鰻ヶ沢町立中央病院	西津軽郡鰻ヶ沢町大字舞戸町字蒲生一〇の一	平成二十三年一月三十一日

つがる市国民健康保険病院つがる市立成人病センター

つがる市木造末広四三の三

平成二十三年二月十日

青森県告示第九十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字合子沢字山崎二二七の二（次の図に示す部分に限る。）、大字野沢字川部七五の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字雲谷字梨野木五六の二（次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十四号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字荒川字寒水沢一の八、一の一〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十五号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

青森市大字野沢字川部七五の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第九十六号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
加入区 名 称 発起人の住所及び氏名 六ヶ所 上北郡六ヶ所村大字平沼字追館二三番地一 尾ヶ瀬 卯之吉 上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ上三七番地七 橋 本 喜代志 上北郡六ヶ所村大字平沼字二階坂六番地四 高屋敷 喜代一	期 間 平成二十年二月八日から同月二十二日まで 場 所 六ヶ所村漁業協同組合

公 告

県庁舎等清掃作業の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる作業の委託
 - 1 作業名 県庁舎等清掃作業
 - 2 作業内容 入札説明書による
 - 3 作業期間 平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの二年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）
 - 4 作業場所 青森県庁舎（青森市長島一丁目一の、新町二丁目四の三〇）ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 平成十七年七月一日青森県告示第百六十五号（物品等の競争入札参加資格）、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号（物品等の競争入札参加資格）、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号（物品等の競争入札参加資格）の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付された者であること。
 - 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
 - 4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
青森市長島一丁目一の
青森県総務部財産管理課施設管理グループ
電話 〇一七 七三四 九〇九五
 - 2 入札書の提出期限
平成二十年三月二十四日 午後五時
 - 3 開札の場所及び日時
青森市新町二丁目四の三〇
青森県庁舎北棟 二階 A会議室
平成二十年三月二十五日 午前九時
 - 4 入札保証金及び契約保証金に関する事項
青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条、第百三十三条及び第百五十九条の規定による。
 - 5 契約書の取り交わしの時期
平成二十年四月一日
 - 6 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約

の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県総務部財産管理課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

3 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積の総額のうち一事業年度分の金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。このうち入札手続の停止等

5 入札手続の停止等

平成二十年度青森県一般会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural Office Building

2 Fulfillment period:

From April 1, 2008 through March 31, 2010

3 Time limit for tender:

5:00 p. m. March 24, 2008

4 Contact point for the notice:

Management Section
Property Management Division

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN

TEL 017-734-9095

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）八戸沼館ドッグ跡地複合商業施設計画

八戸市沼館四丁目の一〇一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目五〇一

代表取締役社長 小幡尚孝

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四〇四

代表取締役 坂倉正宏

2 株式会社デンソー

宮城県名取市上余田字千苅田三〇八
代表取締役社長 井上元延

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年九月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一一、一九五平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

九九〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

三六〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

四〇二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一〇九立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後八時まで

八 届出年月日

平成二十年一月二十四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十年二月八日から同年六月八日まで

3 時間

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年六月八日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）青森浜田複合ショッピングセンターブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシティ

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六の一

代表取締役 小出泰啓

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年二月八日から同年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）青森浜田複合ショッピングセンターニブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の外一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシテイ

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六の一

代表取締役 小出泰啓

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年二月八日から同年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）青森浜田複合ショッピングセンターニブロック

青森市大字浜田字玉川一九六の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンシテイ

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目六の一

代表取締役 小出泰啓

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十年二月八日から同年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランドむつ店
むつ市中央二丁目七七の三四外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目四〇の一

代表取締役 山田 昇

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

- 2 期間

平成二十年二月八日から同年三月八日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年二月八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・セラ東バイパスショッピングセンター

青森市八重田四丁目二の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦 紘一

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

- 2 期間

平成二十年二月八日から同年三月八日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

公 営 企 業

青森県立中央病院清掃作業等の委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十年二月八日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる作業の委託

- 1 作業名 青森県立中央病院清掃作業等

- 2 作業内容 入札説明書による。

- 3 作業期間 平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの二年間とし、四月一日から翌年三月三十一日までを一事業年度とする。（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

- 4 作業場所 青森県立中央病院（青森市東造道二丁目一の一）ほか

- 二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号(物品等の競争入札参加資格)、平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号(物品等の競争入札参加資格)、平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)又は平成二十年一月三十日青森県告示第六十五号(物品等の競争入札参加資格)の一の規定により清掃作業の委託の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号の事業に係る都道府県知事の登録を受けていること。

5 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条の二に定める業務について厚生労働省令で定める基準に適合した者であること。

6 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第二条に規定する特定建築物又は医療法第一条の五第一項に規定する病院において、延べ床面積八千平方メートル以上の清掃業務を、平成十五年四月一日以降、十二月以上継続して履行した実績を有すること。

7 本業務について入札説明書に記載された作業体制が整備されていることを証明した者であること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 管理調達課

電話 〇一七 七二六 八三一九

2 入札書の提出期限

平成二十年三月二十四日 午前十時

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階大会議室

平成二十年三月二十四日 午前十時

四 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百二十二条、第三百三条及び第三百九条の規定による。

五 契約書の取り交わしの時期

平成二十年四月一日

六 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行い、かつ、七の3の規定により落札対象とする者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

七 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書等を入札書の提出期限までに青森県立中央病院管理調達課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該説明書等の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき本業務の作業計画書を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県立中央病院管理調達課長に提出しなければならない。また、開札日の前日までに当該作業計画書に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該作業計画書の内容の変更に応じなければならない。

3 落札対象

本業務に要求する仕様等が満たされると判断した2の(二)の作業計画書に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違

反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、契約期間の見積の総額のうち一事業年度分の金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札手続の停止等

平成二十年度青森県病院事業会計予算が成立しないときは、本件入札の手続について停止等の措置を行うことがある。

SUMMARY

1 Service to be required:

Cleaning of Aomori Prefectural
Central Hospital

2 Fulfillment period:

From April 1, 2008 through March 31,
2010

3 Time Limit for tender:

10:00 a.m. March 24, 2008

4 Contact point for the notice:

Aomori Prefectural Central Hospital
2-1-1 Higashitukurimichi,
Aomori City, Aomori 030-8553
JAPAN
TEL 017-726-8319

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭